

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十一条の規定による救護施設等及び事業授産施設が行う書面の作成等における情報通信の技術の利用に関する規則（案） 概要

1 趣旨

生活保護法において、県は厚生労働省令で定める「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（以下「救護施設等基準」という。）を参酌等して、条例で基準を定めることとされています（生活保護法第39条第1項及び第2項）。

今般、国において「救護施設等基準」が改正され、「個別支援計画」の作成が義務化されることとなりました。

併せて「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（以下「基準省令」という。）」が一部改正され、各施設が電磁的記録によって作成等ができる対象が明確化されました。

これらを踏まえ、「保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉県条例第63号。以下「基準条例」という。）の一部改正を行うとともに、その対象となる書面等や具体的な手続等を定めるための規則を制定することとします。

2 規則（案）の内容

- (1) 基準条例で定める書面等について、以下の取扱いが可能である旨を明確に規定します。
 - ① 電磁的記録による個別支援計画の作成（基準条例第19条第6項及び基準条例第24条第1項）
 - ② 電磁的記録による帳簿の保存（基準条例第10条（基準条例第40条において準用する場合を含む。）及び基準条例第20条第3号（基準条例第26条において準用する場合を含む。））
- (2) その他、書面等の作成や保存の方法については、基準省令と同様となるよう規定します。

3 施行期日

公布の日（12月下旬予定）